

令和7年度

岩洞第一発電所

岩洞湖周辺用地境界除草業務委託

特記仕様書

岩手県企業局

施設総合管理所

(適用業務)

第1条 この業務は、岩手県企業局発電所保守要則に基づき実施するものである。

2 この特記仕様書は、「岩洞第一発電所岩洞湖周辺用地境界除草業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

3 本特記仕様書に記載なき事項は「岩手県県土整備部共通仕様書（令和6年4月1日以降適用）」、「農業土木工事共通仕様書（令和6年10月以降適用）」、「施設機械工事等共通仕様書（令和6年10月以降適用）」及び「岩手県治山林道請負工事管理基準（令和7年4月1日以降適用）」（以下「共通仕様書等」という。）による。

なお、設計図書で定められた事項は、共通仕様書等に優先する。

(業務目的)

第2条 本業務は、岩洞湖周辺の用地境界杭及び用地境界線（用地境界杭間）を明確にするため、笹等の除草、境界杭及び標柱（測量ポール）の設置を実施するものである。

(業務内容及び作業範囲)

第3条 本業務の業務内容は、次のとおりである。

(1) 委託概要

- | | |
|------------------------|----|
| ① 除草業務 | 1式 |
| ② 境界杭及び標柱(測量ポール)新設・再設置 | 1式 |
| ③ 境界杭及び標柱(測量ポール)撤去作業 | 1式 |
| ④ 作業船移動 | 1式 |

(2) 実施要領

① 除草業務

- ・作業実施にあたっては事前に作業範囲を確認し、その旨を監督職員に報告することとする。
- ・除草は原則として機械（肩掛け式）で行うものとし、除草後の集積及び処分は行わないものとする。
- ・用地境界周辺の除草する範囲については原則として用地境界線から内側幅1mとする。また用地境界杭間の見通しを確保するため、枝及び蔓等の伐採を併せて行うものとする。
- ・刈取り高は、おおよそ10cmとする。ただし、現地盤の不陸等によりこれに寄り難い場合は、監督職員と協議すること。
- ・作業範囲の除草は1回刈りを基本とし、実施時期については監督職員との協議により決定することとする。
- ・本業務で使用する器具（機械等）は、受注者で準備することとする。
- ・作業中に除草した笹等が貯水池内に落下した場合は、速やかに除去すること。

② 境界杭について

- ・設計数量は想定数量である。最終数量は現地精査のうえ決定するものとする。
- ・境界杭の規格については120×120×900mmの根巻き基礎有りとする。

- ・境界杭の運搬・処分は新設箇所を見込んでいる。処分する境界杭の積算上の搬出及び処分箇所については、後述（４）を参照のこと。
- ・境界杭を交換した箇所については、交換前・交換後の写真を撮影するとともに、チェックリストに記入して監督職員に報告することとする。チェックリストについては契約後に提供するものとする。

③ 標柱(測量ポール)について

- ・標柱（測量ポール）は木製型である。
- ・標柱（測量ポール）新設とは、標柱が設置されていない用地境界杭に対して、標柱を設置するものである。**※標柱は支給とする。**
- ・標柱（測量ポール）再設置とは、既設標柱が倒伏等の状態にあつて再度使用することが可能な場合、その標柱を設置するものである。
- ・境界杭と同様、標柱（測量ポール）の運搬・処分は新設箇所を見込んでいる。処分する標柱の積算上の搬出及び処分箇所については、後述（４）を参照のこと。
- ・標柱(測量ポール)は用地境界杭の湖面側に設置し、土中へ概ね50cm挿入することとする。なお、予定している埋設深を確保できない場合、または地盤の状態により設置後に倒伏するおそれがある場合には、別途監督職員と協議することとする。
- ・本業務の実施に併せて既存用地境界杭の状態も確認することとし、損傷等の異常が確認された場合は、位置と状況写真を添付して監督職員に報告することとする。
- ・標柱(測量ポール)については、設置した箇所がわかるようにチェックリストに記入して監督職員に報告することとする。境界杭と同様、チェックリストについては契約後に提供するものとする。

④ 処分する境界杭及び標柱（測量ポール）の搬出及び処分場所について

境界杭及び標柱（測量ポール）の搬出及び処分場所は以下の通りとする。搬出及び処分場所については積算上の条件明示であり、場所を指定するものではない。また、受注者が以下の場所とは異なる場所で処理する場合においても設計変更の対象としないが、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

ただし、標柱（測量ポール）については、事業系一般廃棄物とみなして搬出場所を選定していることから、これに寄り難い場合は、監督職員と協議の上、処分場所を変更することができるものとし、設計変更の対象とする。

対象物	施設名	搬出場所	備考
境界杭	大森工業株式会社	盛岡市川俣字奴屋敷 61-6	営業時間内
標柱(測量ポール)	岩手・玉山清掃事業所	盛岡市寺林字平森 54-54	営業時間内

⑤ 作業船移動について

作業船移動は、除草の際に陸地でたどり着けない箇所への移動手段に用いるものである。

(安全管理)

第4条 受注者は、労働安全衛生法を遵守して、安全管理に努めること。

- 2 作業時は安全保護帽のほかにも業務に必要な保安用具等を使用し、事故の防止に努めること。また熊及び蜂等による事故も想定されることから、十分に対策を講じること。
- 3 刈払作業は作業員から5m以内を危険区域とし、この区域内に他の作業員が立ち入らないよう注意すること。
- 4 湖面への転落、落水しないよう注意すること。
- 5 作業を開始する際には、気象状況等に留意し事故を未然に防止すること。

(業務の報告)

第5条 受注者は、第3条に定めた業務を完了した場合は、管理図、数量調書、写真を整理して業務成果とし、監督職員へ報告することとする。

- 2 業務成果写真は、作業前、作業中、作業後をそれぞれ撮影し、用地境界除草の撮影頻度は、500m毎に撮影すること。なお、起終点については、岩洞堰堤左岸側を起点とし、反時計回りで岩洞堰堤右岸を終点とすること。写真の撮影方向は終点方向に撮影すること。標柱は作業前・完了を各種10本毎に撮影すること。

(業務の確認)

第6条 監督職員は、第5条による受注者からの業務成果報告により業務の完了を確認することとする。

(業務の変更)

第7条 受注者は、業務実施前の現地調査によって数量の過不足を確認することとし、数量の差異を確認した場合には、数量計算書や写真等の資料を添えて速やかに監督職員に報告すること。

- 2 監督職員は、前項により受注者から報告があった場合は数量の確認を行い、必要と認められる場合は数量変更を行うものとする。

(その他)

第8条 除草箇所隣接する土地は国有林及び民有林であるため、立ち入る必要がある場合は発注者が土地所有者から事前に承諾を得る。そのため、受注者は事前に作業経路を監督職員に報告することとする。

また、隣接地の土地の形状変更、立木の伐採、林内での火気の取扱い等は一切行わないこと。

- 2 業務の実施にあたり、次の規則等の遵守に努めること。
 - (1) 県立自然公園条例及び県立自然公園条例施行規則
 - (2) 岩手県自然環境保全指針
- 3 その他、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員へ報告、協議すること。